

中部圏域地域生活支援拠点等の整備について
事業所説明会に伴う疑義に対する回答（案）

項番	疑義	回答
1	<p>ショートステイの加算は、短期入所は空床型でも可能か</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>R3 年度報酬改定の内容を見る限り、単独型・空床型の条件はない。</p> <p>○緊急時のための受入機能の強化【短期入所、重度障害者等包括支援】</p> <p>市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算を創設。（緊急時の受け入れに限らず加算）</p> <p>≪地域生活支援拠点等に係る加算【新設】≫ 100 単位／日</p> <p>※ 指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。</p> <p>※ 重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。</p>
1-2	<p>地域生活支援拠点等の要件として「短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保」とある。空床型短期入所は「常時の受入態勢」の確保は難しいと思うが、空床型短期入所（GHや病院、介護施設の空床型など）が地域生活支援拠点の認定を受けることは可能か</p>	<p>「短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保」については、緊急受入のための空きを常に確保しておくことを求めているものでなく、緊急時の受入に備え総合的な調整等を行う体制の確保を求めるものです。空床型短期入所の拠点の認定については項番 1 のとおり。</p> <p>（上記の内容は県に確認中。後日回答予定）</p>
2	<p>重度訪問介護・居宅介護での【緊急時の受け入れ・対応】は、①もともと認められている緊急時対応加算 100 単位（月 2 回）にプラスして 5</p>	<p>①については、お見込みのとおり。緊急時対応加算に該当する場合、更に+50 単位/回を算定できる。</p> <p>R3 年度報酬改定の内容は以下のとおり</p>

	<p>0 単位という認識でよろしいでしょうか？②また回数に制限はありますか</p>	<p>○緊急時における対応機能の強化【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、地域定着支援】</p> <p>市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設。（緊急時の対応を行った場合に加算）</p> <p>≪地域生活支援拠点等に係る加算【新設】≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50 単位/回※地域生活支援拠点等の場合 ・自立生活援助、地域定着支援 +50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合 <p>※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合に更に+50 単位を上乗せする。</p> <p>②について、緊急時対応加算については月 2 回を限度としている。</p>
2—2	<p>私たちは緊急時の対応ということになりましたが、その時に支援計画書だったり、契約だったりケア後になる可能性も十分に考えられるが、各書類の日付が前後するようになるが問題はありませんか？</p>	<p>緊急時の対応においては、通常のサービス利用と異なり、事前に支援計画書の作成や市町への書類提出が困難となるケースが想定されます。その際は、該当市町に一報していただき、その市町の対応方針に合わせていただきたいと思います。夜間土日については、今後の課題として検討する。</p>